

令和6年 12月 5日

出張報告書

栗山町議会議長

鵜川 和彦 様

栗山町議会議員 齊藤 義崇



このたび、下記のとおり出張いたしましたので報告します。

記

- 1 期 日 令和6年 11月 22日～23日
- 2 出張先 農林水産省
- 3 調査事項
 1. 食料・農業・農村基本法の解説について
 2. 水田関連施策について
 3. 農地・水・環境保全対策事業
 - ①共同活動支援の地域環境の保全について
 - ②向上活動支援における水路・農道等の長寿命化について
 - ③農地・水保全管理支払交付金について
 4. 中山間地域事業について
 - ①生産基盤整備について
 - ②農村振興環境整備について
- 4 関係書類 別紙のとおり



日 時	令和 6 年 11 月 22 日 13:30～16:00
視 察 先	農林水産省
調査事項	食料・農業・農村基本法の改正ポイント、他農業施策・制度
対 応 者	農水省 農産局穀物課 近係長、他職員 5 名
1. 視察目的	食料・農業・農村基本法が新たに制定され、基本計画の策定が始まっている。改正のポイントやその考え方のレクチャーを受け、今後の市町村での基本構想・計画・進行管理計画にどのように反映されるべきなのか、その要点を理解するため、農林水産省の担当部署に関連施策を含め、視察調査を実施した。
2. 視察内容	11月22日 13:30～16:00 1 食料・農業・農村基本法について 菅島専門職 2 水田活用政策予算 末廣・早川係長 3 多面的機能支払交付金 4 中山間地域農業農村総合整備事業 星係長
① 背 景	栗山町においては、農地面積およそ5,500ha、農家戸数330戸、作目は水稲にはじまり多岐にわたる。基本法の変更によって、その生産に大きく、影響を及ぼすことが予想される。このことから、関連政策を含む調査は必要で、のちには栗山町の農業振興の基本計画の樹立が迫られる。
② 特 徴	国の農業政策の基本となる法令の改正であるので、農水省職員から直接施策説明を受けることが重要である。
3. 主な質疑	基本法の樹立の根拠や現場サイドからの疑問について、質疑した。また3つの施策の令和7年度の予算や要点についても、説明ののち、詳しい解説を質疑から受けた。
4. 考 察 (感想、政策提言、課題など)	(1) 感想 今回の改正の基本法は食糧の安全保障というキーワードからも、国民にとっての食料の保持の重要性について、経済や社会情勢を鑑みて、立案されている。要約の根拠が示されたが、輸入農

畜産物を含む国内での食料の確保や4つのフェーズ別の、農業者や農村への食糧確保の骨子も整理されている。日本にとって必要な農畜産物や食糧のあり方について、示された法律と感じた。

（２）政策提言

国の基本計画策定ののちには、都道府県と市区町村にも、基本法にマッチした基本計画の策定が下ろされる。栗山町も農業を基幹としているため、基本法の方針に沿って、基本計画の策定が望まれる。また各種事業の改正や拡充もあるので、栗山町の農協や改良区、農民協などと連動した、施策づくりが望まれる。今後は再生協議会はもとより、栗山町議会としても、産業育成の点から政策を立案し、提案が必要であると思われる。

（３）課題

農業予算の多くは、国・道と拠出を受け、町村割合が定まるものが多い。効果的な施策や事業を、栗山町で実行する場合には、交付税措置以外に、独自の予算の策定も必須となる。

財政全体のバランスや産業振興の方針と合わせて、検討していく事案であろう。議会としてもバランスのよい、政策提案力が期待される。